

## 5. 事後調査時期等について

事後調査を行う項目について、環境の保全のための措置の内容と事後調査の内容を表 5-1 に、管理行為も含めた整備スケジュールと事後調査実施時期の関連性については表 5-2 にまとめました。

なお、事後調査結果や公園管理の中で得た情報を活かし、管理方法は適宜見直します。

表 5-1 環境の保全のための措置の内容と事後調査の内容

時期	項目	環境の保全のための措置	事後調査	
			調査項目	調査時期
工事中	生物多様性	動物	注目すべき種のうち、改変する区域のみに存在が確認され、自力での移動が難しいと考えられる種（アズマヒキガエル、ヒロバネカントン、魚類 1 種を想定）の生息状況	移設の翌年
		植物	現地調査で確認された注目すべき種については、造成工事により生育環境を改変する場所にある個体のうち移植可能なものについて、移植による保全を図ります。	移植の翌年
	水質・底質	有害物質の発生源と思われる土壌の措置に当たっては、土壌汚染対策法に則った適切な手法で処理します。	地下水の水質	各工期、一次造成が行われた翌年度 1 年間
供用時	生物多様性	動物	動物種	全体供用開始後 1 年程度経過後
		植物	植物種	全体供用開始後 1 年程度経過後
	水質・底質	遮水工封じ込めによる措置を行った場所では、土壌汚染対策法施行規則に基づき、地下水の水質の確認等を行います。	地下水の水質	全体供用後 1 年間

表 5-2 事業スケジュールと事後調査実施時期

		2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	2033年	2034年	
		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度	H41年度	H42年度	H43年度	H44年度	H45年度	H46年度	
整備 スケジュール	第1期	第1期(緑の広場空間創造エリア整備)																		
	第2期	第2期(自然環境保全エリア・里山空間再生エリア整備)																		
	第3期	第3期(活動・体験・学習エリア整備)																		
		--- 一部供用開始 ---																		
環境影響評価項目		工事中																		
環境保 全措 置	生物多様性	移植(ラセイタソウ、アシタバ) 移設(ヒロハネカンタン、魚鱒) 管理(維持管理)																		
	動物・植物	移設(アシマヒキガエル)																		
水質・底質	地下水の水質	土壌の処理 第1期エリア の一次造成 管理(水準のモニタリング)																		
	生物多様性	土壌の処理 第2期エリア の一次造成																		
事後調 査	動物・植物	ヒシ(ハネカンタン、魚鱒) ラセイタソウ、アシタバ																		
	水質・底質	アスマヒキガエル																		
		--- 全体供用 ---																		
		供用時																		

## 6. 環境類型の変化の詳細について

生態系の予測における環境類型について、地形を考慮し区分を修正しました。また、供用時における環境類型区分図を作成しました。

準備書（p.6-1-65～p.6-1-67）において記載した「樹林・草地・水域・市街地」の4区分のうち、樹林と草地についてそれぞれ平坦地・斜面地に分け、表6-1に示すとおり「樹林（平坦地）・樹林（斜面地）・草地（平坦地）・草地（斜面地）・水域・市街地」の6区分としました。

表6-1 計画地及びその周辺における環境類型区分

環境類型区分	環境類型区分の属性			
	地形・土地利用等		植生等	
	主な位置・土地利用	地形	概観	主な植物群落
樹林（平坦地）	計画地東側の植栽地、 計画地外縁部の斜面、	平坦地、 緩傾斜地	広葉樹高木林 (二次林)	コナラ群落、ミズキ群落、 カラスザンショウ群落、 タブノキ群落、竹林、 ハリエンジュ群落、植栽樹木群
樹林（斜面地）		斜面地		
草地（平坦地）	計画地中央部等の施 設跡地	平坦地、 緩傾斜地	高茎草地、低木林	海岸崖地植生、広葉樹低木群落、 アズマネザサ群落、クズ群落、 ススキ群落、チガヤ群落、 緑化法面、畑地雑草群落、草刈地
草地（斜面地）		急斜面・崖地		
水域	計画地北東に接する 水路等	谷底平野	湿生草地、水面	ヨシ群落、オギ群落、 低茎湿性草本群落、開放水域
市街地	施設跡、市街地等	平坦化地	道路、建物、裸地	造成裸地、建造物・道路

この区分に沿って作成した環境類型区分図を図6-1に示します。

さらに、作成した環境類型区分図より、計画地内の各類型の面積を算出し、現況と供用時を比較しました。その結果は表6-2に示すとおりです。

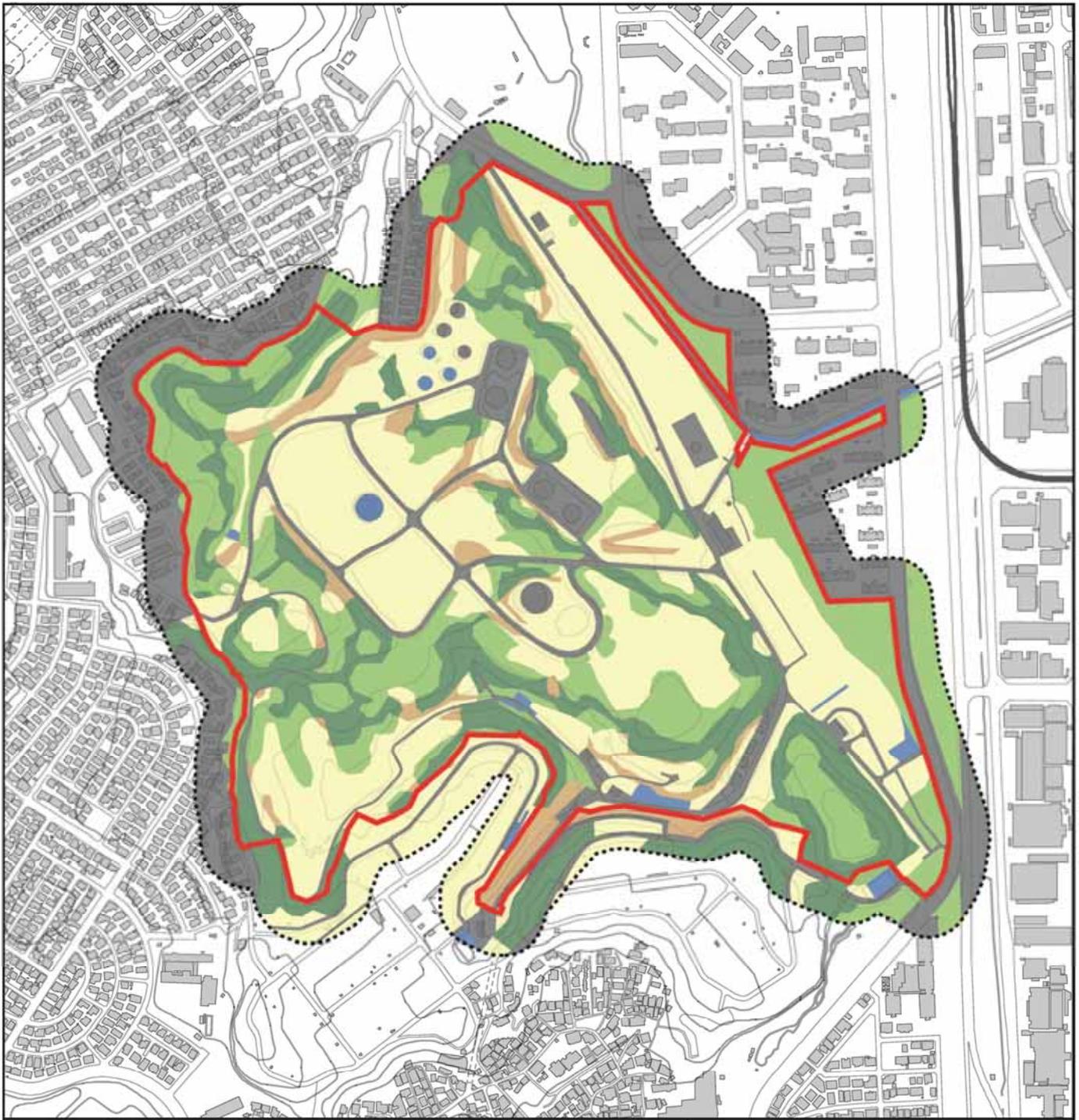
本事業では、平成21年に開港150周年記念事業において市民の皆様によって植樹された樹木等により、計画地内の森の再生を行う計画です。供用時にはこれら樹木が生長し新たな樹林地を形成していくこと等から、樹林（平坦地・斜面地の合計）が現況に比べ約3.5ha増加すると予測します。

また、既存の水路を活かしたせせらぎや体験水田等を新たに整備するため、水域環境についても現況に比べ増加すると予測します。

計画地東側低地部において現況で草地（平坦地）となっているエリアは、緑の広場空間創造エリアとして多目的レクリエーション広場や駐車場等を整備する予定であるため、草地（平坦地）が減少しますが、可能な限り緑化を図る計画とします。なお、草地環境については、今後クズ等の繁茂を抑えるよう管理を適宜行うため、多様な植物種の生育の促進等、現状と比べ良好な環境になっていくものと考えられます。

表 6-2 環境類型別の面積の変化

環境類型		現況 ( ha )		供用時 ( ha )		増減 ( - )
		面積 ( ha )	割合 ( % )	面積 ( ha )	割合 ( % )	面積 ( ha )
樹 林	平坦地	12.92	23.16	16.22	29.07	3.30
	斜面地	10.25	18.37	10.40	18.64	0.15
	計	23.17	41.53	26.62	47.71	3.45
草 地	平坦地	22.53	40.38	16.52	29.61	-6.01
	斜面地	3.35	6.01	3.17	5.67	-0.19
	計	25.88	46.39	19.69	35.29	-6.20
水 域		0.56	1.00	0.63	1.13	0.07
市街地		6.18	11.08	8.86	15.87	2.68
合 計		55.80	100.00	55.80	100.00	



凡例

- : 計画地
- : 調査範囲

- 樹林(平坦地)
- 樹林(斜面地)
- 草地(平坦地)
- 草地(斜面地)
- 水域
- 市街地



1:7,500

図6-1 環境類型区分図 (現況)



凡例

- : 計画地
- : 調査範囲

- 樹林(平坦地)
- 樹林(斜面地)
- 草地(平坦地)
- 草地(斜面地)
- 水域
- 市街地



0                      200                      400  
m

1:7,500

図6-2 環境類型区分図 (供用時)

## 7. 地点 16 における地下水水質調査について

地下水水質調査地点（調査地点 16）付近の地下水の流向は、図 7-1 に示すとおり、谷部に沿い東側に流下しているものと考えられます。

また、調査地点 16 及び上流側において土地の改変は行わず、今後も地下水の水質は現状と変わらないものと考えます。

従って、調査頻度についても現状と同じとし、現在、国において年 4 回実施されている地下水の水質調査を、土地の管理について本市への移管後も継続して行います。

今後、状況に変化があった場合は、調査箇所数及び調査頻度を見直すなど対応策について検討します。

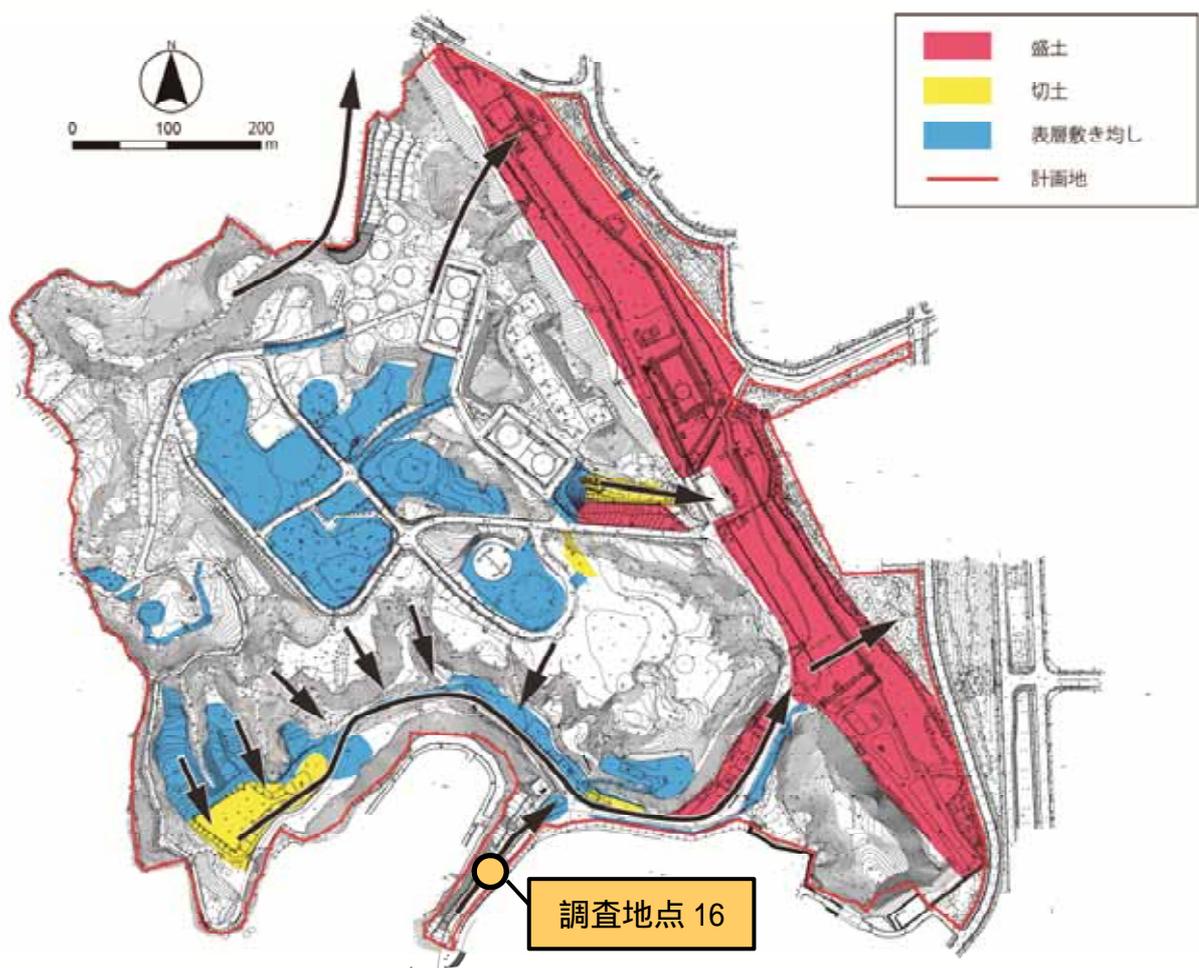


図 7-1 形質変更区域及び表層地下水の流向  
(準備書 p.2-21 図 2.3-8 形質変更区域図、p.3-7 図 3.2-5 地下水および湧水の状況より)

## 8 . クズ等の管理について

クズやアズマネザサ等の繁茂により公園利用上支障がある場合、適宜、管理を行い、良好な景観の保全と樹木の育成に配慮してまいります。

準備書第6章の「6.1.2 植物」及び「6.11 景観」の各項目の環境の保全のための措置に上記内容を追記し、評価書において以下のとおり修正します。

なお、準備書からの修正部分は、網掛けで示しています。

### 準備書における記載内容【植物】(p.6-1-60)

表 6.1-38 環境の保全のための措置

(施設の存在・土地利用の変化に伴う植物相の変化の内容及びその生育環境への影響)

区 分	環境の保全のための措置
【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	・ 移植した注目種、復元した植栽、既存樹林及び大径木等について適切な管理を実施します。

### 指摘を踏まえた修正案【植物】

表 6.1-38 環境の保全のための措置

(施設の存在・土地利用の変化に伴う植物相の変化の内容及びその生育環境への影響)

区 分	環境の保全のための措置
【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移植した注目種、復元した植栽、既存樹林及び大径木等について適切な管理を実施します。</li> <li>・ クズやアズマネザサ等の繁茂により公園の管理運営等に支障がある場合、適宜、管理を行い、良好な景観の保全と樹木の育成に配慮します。</li> </ul>

準備書における記載内容【景観】(p.6-11-17)

表 6.11-6 環境の保全のための措置

区 分	環境の保全のための措置
【供用時】 施設の使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の特徴的な景観である旧海岸線の崖地を保全します。</li> <li>・ 既存の地形や樹林地などを活かし、土地の改変の少ない計画を立案します。</li> <li>・ 既存の樹木は可能な限り活用します。</li> <li>・ 新たな設備を設置する際は、眺望を阻害しないよう、設置場所の検討を行います。</li> </ul>

指摘を踏まえた修正案【景観】

表 6.11-6 環境の保全のための措置

区 分	環境の保全のための措置
【供用時】 施設の使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の特徴的な景観である旧海岸線の崖地を保全します。</li> <li>・ 既存の地形や樹林地などを活かし、土地の改変の少ない計画を立案します。</li> <li>・ 既存の樹木は可能な限り活用します。</li> <li>・ 新たな設備を設置する際は、眺望を阻害しないよう、設置場所の検討を行います。</li> <li>・ クズやアズマネザサ等の繁茂により公園の管理運営等に支障がある場合、適宜、管理を行い、良好な景観の保全と樹木の育成に配慮します。</li> </ul>

## 9. 森の再生と草地エリアの変化について

### 9.1 植樹による森の再生について

植樹による森の再生については、図9-2の植樹による森の再生を予定している範囲に示すとおり、里山空間再生エリアの丘陵上部の平坦地を主な森の再生エリアとして計画しています。

また、図9-1に示すとおり、当該地の草地環境は造成され形成された環境ですが、造成される以前の環境は樹林地であったことを踏まえ、樹林地を再生する計画としています。



資料：「旧小柴貯油施設資料等調査報告書」（平成20年2月、防衛省南関東防衛局）

図9-1 地形図

### 9.2 ハビタットに配慮した草地エリアについて

環境類型区分では現況も供用時も草地（平坦地）で変化がないエリアの中から、人が立ち入らないエリアを選定し、生物の生息環境に配慮した草地を確保し保全します（図9-2参照）。なお、このエリアは、比較的注目すべき種が多く確認されているエリアとなっています。

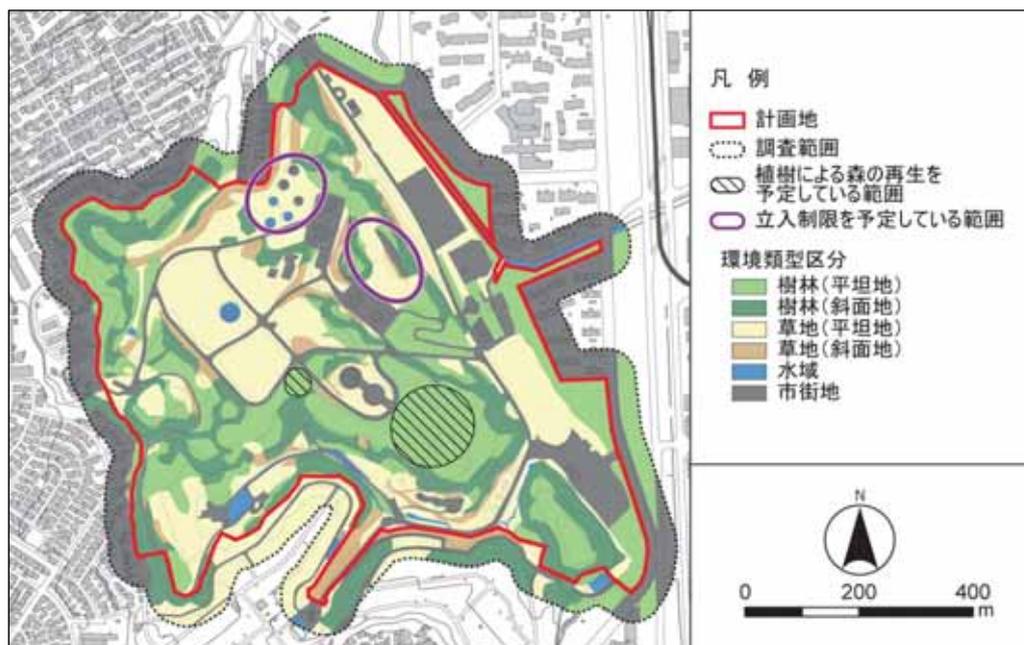


図9-2 森の再生及び生物の生息環境への配慮に関する草地の範囲

### 9.3 草地環境の評価について

本事業の実施において、草地環境は一部改変が計画されていますが、草地として残る場所において生物の生息環境に配慮した草地として確保し、保全することを予定しています。また、樹林の復元に伴い減少する草地環境についても、森づくりの活動によって適切に管理された環境となることから、林床や林縁は草地環境に配慮された樹林になると考えます。

これらを踏まえ、準備書（p.6-1-72 参照）における生物多様性の環境の保全のための措置及び評価を、次のように加筆修正します。

#### 準備書における記載内容（p.6-1-72）

#### キ 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置については、本事業の工事中的影響による地域の生物多様性への影響を最小限にとどめるため、表 6.1-41 に示す内容を実施します。

表 6.1-41 環境の保全のための措置（工事中的建設行為等に伴う生物多様性への影響）

区 分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為等	<ul style="list-style-type: none"><li>・計画地外縁部の緑地を保全し、計画地周辺の緑地との緑の連続性を確保する計画とします。</li><li>・段階的に整備します。</li><li>・公園内に新たに水辺環境を整備することにより、動植物の生息生育環境の再生及び拡大を図ります。</li></ul>

#### ク 評価

本事業では、既存の地形や樹林地を保全することにより、「樹林地」や「水域」といった環境類型の変化を最小限にとどまるよう計画しています。「草地」についても、一部改変が計画されていますが、段階的な整備が行われることから、生息域の分断もほとんど生じず改変後の復元も順次進んでいくと考えられます。また、計画地周辺の緑地との緑の連続性も維持され、移動性の生物の生息域の繋がりも保たれるものと考えます。さらに、計画地内に新たに水辺環境を整備することにより、動植物の生息・生育環境の再生及び拡大を図ります。

このように、計画地及びその周辺における環境類型区分や動植物の生息・生育環境は維持・保全され、また、食物連鎖関係の改変も少ないと考えられることから、生物多様性の状況も変化は小さいか現在と同程度となると考えます。

以上のことから、環境保全目標である「地域の生物多様性に係る影響を最小限にとどめること。」は達成されるものと考えます。

## 指摘を踏まえた修正案

### キ 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置については、本事業の工事中の影響による地域の生物多様性への影響を最小限にとどめるため、表 6.1-41 に示す内容を実施します。

表 6.1-41 環境の保全のための措置（工事中の建設行為等に伴う生物多様性への影響）

区 分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為等	<ul style="list-style-type: none"><li>・計画地外縁部の緑地を保全し、計画地周辺の緑地との緑の連続性を確保する計画とします。</li><li>・生物の生息環境としての草地環境を保全・確保する。</li><li>・段階的に整備します。</li><li>・公園内に新たに水辺環境を整備することにより、動植物の生息生育環境の再生及び拡大を図ります。</li></ul>

### ク 評価

本事業では、既存の地形や樹林地を保全することにより、「樹林地」や「水域」といった環境類型の変化を最小限にとどまるよう計画しています。「草地」についても、一部改変が計画されていますが、生物の生息環境としての草地環境を確保し、保全するとともに、段階的な整備が行われることから、生息域の分断もほとんど生じず改変後の復元も順次進んでいくと考えられます。また、計画地周辺の緑地との緑の連続性も維持され、移動性の生物の生息域の繋がりも保たれるものと考えます。さらに、計画地内に新たに水辺環境を整備することにより、動植物の生息・生育環境の再生及び拡大を図るほか、復元する樹林地については、森づくりの活動によって適切に管理された環境となることから、林床や林縁は草地環境に配慮された樹林になると考えます。

このように、計画地及びその周辺における環境類型区分や動植物の生息・生育環境は維持・保全され、また、食物連鎖関係の改変も少ないと考えられることから、生物多様性の状況も変化は小さいか現在と同程度となると考えます。

以上のことから、環境保全目標である「地域の生物多様性に係る影響を最小限にとどめること。」は達成されるものと考えます。

## 10. 管理運営において行う生態系の保全について

準備書 2.3.8 生物多様性の保全 (p.2-29 参照) に、公園利用状況を踏まえた生態系の保全の措置に関して加筆します。

指摘を踏まえた修正内容は、以下に示すとおりであり、評価書において修正いたします。文章中の修正部分を網掛けで示しています。

### 準備書における記載内容 (p.2-29)

#### 2.3.8 生物多様性の保全

計画地内の生物の生息・生育環境の保全・再生・創出や、称名寺・円海山などへと連なる「横浜つながりの森」や金沢の旧海岸線に連なる公園緑地との連続性に配慮した環境整備を行うことにより、生物多様性や景観の保全に配慮します。

管理棟やタンク等、工作物の壁面や周辺を緑化し、生物の生息・生育環境の確保に努めます。

また、これまで行われた現地調査で確認されている注目すべき種の保全に努めます。特にせせらぎの整備においては、ホタル等の注目すべき種の生息・生育環境の保全に配慮します。また、外来生物法に基づく特定外来生物が確認された場合には、防除を行います。

環境情報として寄せられた絶滅危惧種について、調査を実施の上、保全のための配慮を行います。

### 指摘を踏まえた修正案

#### 2.3.8 生物多様性の保全

計画地内の生物の生息・生育環境の保全・再生・創出や、称名寺・円海山などへと連なる「横浜つながりの森」や金沢の旧海岸線に連なる公園緑地との連続性に配慮した環境整備を行うことにより、生物多様性や景観の保全に配慮します。

管理棟やタンク等、工作物の壁面や周辺を緑化し、生物の生息・生育環境の確保に努めます。

また、これまで行われた現地調査で確認されている注目すべき種の保全に努めます。特にせせらぎの整備においては、ホタル等の注目すべき種の生息・生育環境の保全に配慮します。また、外来生物法に基づく特定外来生物が確認された場合には、防除を行います。

環境情報として寄せられた絶滅危惧種について、調査を実施の上、保全のための配慮を行います。  
保全した環境を適切に維持管理するとともに、注目すべき種の生息区域の拡大等が確認された場合には、公園の利用状況を踏まえた上で対策を検討します。

## 11. 工事中の一般廃棄物について

準備書 (p.5-3) に示した環境影響評価項目の選定の理由 (工事中) の一般廃棄物の選定理由を変更します。

指摘を踏まえた修正内容は、次ページ以降に示すとおりであり、評価書において修正いたしません。文章中の修正部分を網掛けで示しています。

### 準備書における記載内容 (p.6-1-72)

表 5.1-3(1) 環境影響評価項目の選定の理由 (工事中)

環境影響評価項目		選定	選定理由
評価項目	細目		
廃棄物 ・建設発生土	一般廃棄物	×	本事業の工事では、一般廃棄物の発生はないため、評価項目として選定しません。

### 指摘を踏まえた修正案

表 5.1-3(1) 環境影響評価項目の選定の理由 (工事中)

環境影響評価項目		選定	選定理由
評価項目	細目		
廃棄物 ・建設発生土	一般廃棄物	×	本事業は、現況の地形の改変を極力回避した整備計画とすることから一般廃棄物は少量となります。更に、本市独自のリサイクルシステムを含めた適切なりサイクルを行うため、ごみとなる量が少なく周辺への影響はわずかであるため、評価項目として選定しません。

参考

(1) 建設廃棄物の種類

分類	具体的内容（代表例）	
がれき類*	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物 (例)セメントコンクリート破片、アスファルト・コンクリート破片、レンガ破片、スレート板、スレート板（石綿含有産業廃棄物を含む）等	
汚泥	含水率が高く粒子が微細で泥状のもの (例)廃ベントナイト泥水、リバーサーキュレーション泥水、泥状土等	
木くず	建設業に係るもので、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの (例)木造家屋解体材、型枠・足場材、伐採木・抜根材、内装・建具工事等の残材等	
紙くず	建設業に係るもので、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの (例)壁紙くず、建材を包装したダンボールくず等	
繊維くず	建設業に係るもので、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの (例)畳や絨毯、縄、廃ウェス等	
廃酸	(例)セメントミルク廃液、機材洗浄廃液等	
廃アルカリ		
廃油	(例)重機等の交換廃潤滑油、廃アスファルト乳剤等	
ゴムくず*	天然ゴムくず	
廃プラスチック類*	(例)合成樹脂建材、塩化ビニールパイプ類、発泡スチロール、廃シート、廃タイヤ、Pタイル（石綿含有産業廃棄物を含む）等	
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず*	(例)ガラスくず（板ガラス、空きビン）、製品の製造過程で生じるコンクリートブロック、インターロッキングブロックのくず、タイル・衛生陶器くず、耐火レンガくず、廃石膏ボード、廃石膏ボード（石綿含有産業廃棄物を含む）等 注：がれき類に該当するものを除く	
金属くず*	(例)鉄骨・鉄筋くず、金属加工くず、足場パイプ等	
特別管理産業廃棄物	廃水銀等	・特定の施設から生じた廃水銀化合物 ・水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
	廃石綿等	建築物その他の工作物から除去した、飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材及びその除去工事から排出される廃プラスチックシート、防じんマスク等
	廃酸	pH 2.0 以下の廃酸
	廃アルカリ	pH 12.5 以上の廃アルカリ
	廃油	廃揮発油類、灯油類、軽油類
	廃ポリ塩化ビフェニル等	廃ポリ塩化ビフェニル（PCB）及びPCBを含む廃油、PCBが付着しているトランスの碍子等
一般廃棄物	廃木材	(例)剪定枝、造成のみの工事で生ずる伐採木、抜根材等
	紙くず	(例)現場事務所から排出される廃図面、廃コピー紙、新聞紙、雑誌等
	現場事務所における生ゴミ	

資料：「建設工事から生ずる廃棄物の処理の手引き」（平成 28 年 5 月、横浜市資源循環局産業廃棄物対策課）

(2) 公園工事において想定される一般廃棄物と処分先

公園工事において発生が想定される一般廃棄物の種類とその処分先については、表 11-1 に示すとおりです。

表 11-1 一般廃棄物の種類と処分先

種類	処分先
廃木材（刈り草・剪定枝・伐採木・根など）	緑のリサイクルプラント <sup>1</sup> （又はリサイクル施設）
紙くず（オフィス紙など）	古紙リサイクル業者
現場事務所における生ゴミ （食品の食べ残し、使用済みのティッシュペーパーなど）	資源循環局

1 緑のリサイクルプラント：

公設民営方式を採用し、基盤整備は横浜市が行い資源化に必要な機器類の調達、運営、製品販売を民間事業者が行う一般廃棄物処理施設。

- ・横浜市公園、緑地等の公共工事で発生した選定枝、刈草等の処理
- ・剪定枝や刈草をチップ材や堆肥に再利用

## 12. タンク内の汚染物質の調査結果及び処理方針について

本計画の方法書の審査会において、一部のタンクについて行っていた汚染状況などの予備調査の結果について、「タンクのクリーニング状態について」として報告を行いました。その後、全タンクの調査を行ったので、汚染状況についての調査結果を報告します。

調査対象タンク及び、タンクの改変の有無について、表 12-2 にまとめました。なお、タンクの位置は準備書 p2-6 の通りです。

### (1) 調査結果

#### 立入りのための環境調査

全てのタンクで酸素濃度は基準値を満足し、毒性ガスなどは検出されず、タンク内部の作業環境の安全が確認されました。

#### タンク内気中の燃料成分調査

全てのタンクで貯蔵されていた燃料の残留物はありませんでした。<sup>2</sup>

2 揮発性有機化合物 (TVOC トルエン換算) が一部タンクで 3ppm ~ 8ppm の範囲で検出されたが、航空機燃料に使用されている軽油は炭素数 10 ~ 20 の炭化水素が主成分で、今回調査での検出結果から、炭素数 10 ~ 20 の炭化水素がほとんど含まれていないと判断でき、貯蔵燃料の残留物はないといえる。

#### 残留水の水質汚染調査

タンクのタイプ、タンク内部の状況によって代表のタンクを選び、内部に溜まっている水、または消火用として溜められていた水の水質調査を行いました。調査結果は表 12-1 に示すとおりです。

表 12-1 残留水の水質汚染調査結果

超過した基準	超過した物質	該当タンク No.	タンクのタイプ
排出基準	鉛	20	小型地下タンク
環境基準	六価クロム	12、14	小型地下タンク
	鉛	19、20	小型地下タンク
	砒素	14	小型地下タンク
	硝酸窒素及び亜硝酸性窒素	19	小型地下タンク

#### 残留固形物の汚染調査

No.6 タンク(大型地下タンク、昭和 56 年の爆発から廃棄タンクとなって水が溜まっている)のみタンク内に沈殿した堆積物があるため、含有物の有害性の有無の調査を行いました。鉛が基準値を超えて 200mg/kg 検出されました。

表 12-2 調査対象タンク及びタンクの改変の有無

タンク No.	タンクのタイプ	タンク調査				タンクの改変の有無
		立入りのための環境	タンク内気中の燃料成分	残留水の 水質汚染	残留固形物の汚染	
1	大型地下タンク			-	対象物なし	有
2	大型地下タンク			-	対象物なし	有
3	大型地下タンク			-	対象物なし	有
4	大型地下タンク			-	対象物なし	有
5	大型地下タンク				対象物なし	有
6	大型地下タンク (S56の爆発から廃棄タンクとなって水が溜まっている)	開放	開放			有
7	大型地下タンク			-	対象物なし	有
8	大型地下タンク			-	対象物なし	有
9	大型地下タンク			-	対象物なし	有
10	小型地下タンク				対象物なし	無
11	小型地下タンク				対象物なし	有
12	小型地下タンク				対象物なし	有
13	小型地下タンク				対象物なし	無
14	小型地下タンク				対象物なし	無
15	小型地下タンク				対象物なし	無
16	大型地下タンク			残留水なし	対象物なし	無
17	大型地下タンク			-	対象物なし	有
18	小型地下タンク (タンクとしては未使用で水が溜まっている)	開放	開放	-	対象物なし	無
19	小型地下タンク				対象物なし	無
20	小型地下タンク				対象物なし	無
21	小型地下タンク				対象物なし	無
22	小型地下タンク (タンクとしては未使用で水が溜まっている)	開放	開放	-	対象物なし	無
23	小型地下タンク(貯水用)	開放	開放		対象物なし	無
24	小型地下タンク(貯水用)	開放	開放		対象物なし	無
25	地上タンク			残留水なし	対象物なし	有
26	地上タンク			残留水なし	対象物なし	有
27	地上タンク			残留水なし	対象物なし	有
28	地上タンク			残留水なし	対象物なし	有
29	地上タンク			残留水なし	対象物なし	有
30	廃油タンク			-	対象物なし	有
31	廃油タンク				対象物なし	有
32	廃油タンク			-	対象物なし	有
33	廃油タンク			-	対象物なし	有
34	小型地下タンク (タンクとしては未使用で水が溜まっている)	開放	開放	-	対象物なし	無

- : 調査未実施

## (2) 処理方針

### ア 改変を行うタンク

改変を行うタンク（埋戻しを行い上部を利用する大型地下タンク、汚染土壌の封じ込めに使用する小型タンク、撤去を行う廃油タンク）については、工事の際に、溜まっている水の水質の調査を行い、排出基準を超過したものについては残留水を排出する際に処理を行ってから排出します。No6 タンクの鉛を含む沈殿物は、周辺環境に影響がないよう、関係法令に基づき適切に処理を行います。

### イ 改変を行わないタンク

改変を行わず、存置する小型タンクについては、エリアをフェンスで囲って、有害物質が直接人に触れることがないように立ち入ることができない状態とします。

### 13. 汚染土壌処理における飛散防止について

本事業の事業計画において、土地の改変箇所に位置する汚染土壌は、土壌汚染対策法等の法令に従って処理を行います。処理等にあたっては、以下のようなガイドラインを参考とします。

「区域内措置優良化ガイドブック - オンサイト措置及び原位置措置を適切に実施するために - 」

(平成 23 年 8 月、環境省 水・大気環境局 土壌環境課)

「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第 2 版)」

(平成 24 年 8 月、環境省 水・大気環境局 土壌環境課)

「汚染土壌の運搬に関するガイドライン(改訂第 2.1 版)」

(平成 28 年 6 月、環境省 水・大気環境局 土壌環境課)

処理に伴い汚染土壌を掘削・運搬する際には、特定有害物質等の飛散等及び地下への浸透を防止するために、汚染土壌を耐久性を有する浸透防止シート等で覆うことや、密閉性を有し損傷しにくいドラム缶やフレキシブルコンテナ等の容器に入れて運搬する等の措置を講じる必要があります。

揮発性物質である第一種特定有害物質に関する、運搬過程における飛散等の防止措置の例は、表 13-1 に示すとおりです。

本事業においても、これらの例を踏まえ、適切な手法により汚染土壌の処理を実施していきます。

なお、現在検討している地下タンクを利用した遮水工封じ込め処理の例を次ページに示します。

表 13-1 運搬過程における飛散等の防止措置の例(第一種特定有害物質)

項目	措置の内容	
運搬時における適切な運搬容器等	フレキシブルコンテナ(内袋有)	【参考図】 フレキシブルコンテナの一例 
積替時の飛散等防止措置	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を積み替えること フレキシブルコンテナ(内袋有) コンテナ ドラム缶 上記 ~ と同等以上のもの で積み替え時に仮置きをする場合は、浸透防止シートで覆う又は、屋根構造+囲いのある設備内に置くこと	
保管施設の飛散等防止措置	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を保管すること フレキシブルコンテナ(内袋有)+浸透防止シート フレキシブルコンテナ(内袋有)+屋根構造+囲い コンテナ ドラム缶 上記 ~ と同等以上のもの	

出典:「汚染土壌の運搬に関するガイドライン(改訂第 2.1 版)」(平成 28 年 6 月、環境省 水・大気環境局 土壌環境課)  
 参考図...「除去土壌の保管に係るガイドライン(第 2 版)」(平成 25 年 5 月、環境省)

## 遮水工封じ込め（土壤汚染の管理）

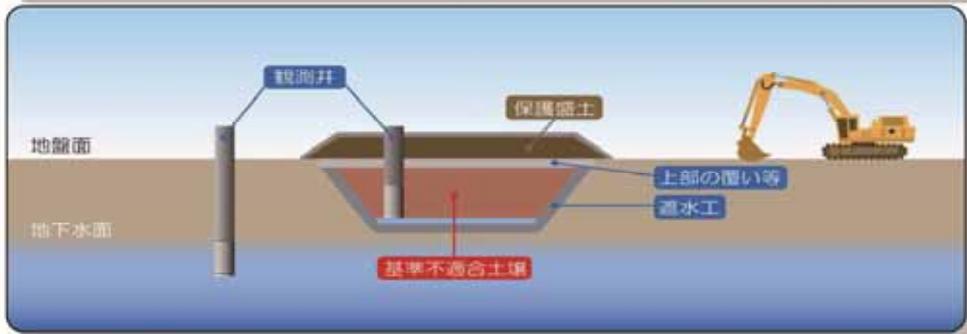
### 適用対象物質と措置の完了後の区域

※○すべての物質に適用、△一部の物質に適用、×適用できない

第一種特定有害物質	第二種特定有害物質	第三種特定有害物質	措置の完了後 形質変更時要届出区域
○	○	○	

### 措置技術の概要

基準不適合土壤を掘削した場所に、地下水の浸出を防止する遮水構造物を設置し、掘削した基準不適合土壤を埋め戻し、さらにその上部を舗装等で覆い、汚染の拡散を防止する措置です。



### 要求品質のポイント

- ・ 遮水構造物に埋め戻す基準不適合土壤は、第二溶出量基準に適合している必要があります。
- ・ 地下水の浸出を防止する構造物の遮水構造は、以下の3種類です。
  - 1) 二重の遮水シート（厚さ 1.5 mm 以上）
  - 2) 遮水シート+粘性土（層厚 50 cm 以上、透水係数  $1 \times 10^{-9}$  m/s 以下）
  - 3) 遮水シート+アスファルトコンクリート（層厚 5 cm 以上、透水係数  $1 \times 10^{-9}$  m/s 以下）
- ・ 基準不適合土壤を埋め戻した上部は、厚さ 10 cm 以上のコンクリート又は 3 cm 以上のアスファルトで覆います（「上部の覆い」という。）。
- ・ 封じ込めた範囲の地下水流向下流側周縁で地下水の水質の測定を行い、地下水基準に適合していることを2年間確認します（1年間に4回以上）。
- ・ 上記期間、封じ込めた場所に観測井を設け、雨水・地下水等の浸入がないことを確認します。

### 汚染拡散防止及び周辺環境管理のポイント

- ・ 基準不適合土壤の掘削及び仮置き、又は第二溶出量基準に適合させるための処理（不溶化、浄化）を行う場所では、汚染の拡散を防止する措置を講じなければなりません。
- ・ 法による措置の完了確認期間は2年間ですが、その後は同様に地下水の水質の測定を行うなどして、封じ込め効果を維持していくことが望ましいといえます。

### 措置の選定条件及び実施上の留意点

- ・ 高濃度の油含有土壤等、遮水構造物に影響を与えるような物質が共存する基準不適合土壤については、遮水構造物に影響のないことを事前に確認してから適用しなければなりません。
- ・ 措置の完了後も封じ込め効果を維持することになりますので、遮水構造物や上部の覆いについては、これらの耐久性等を配慮し、適切な工法選定等を行うことが必要です。
- ・ 基準不適合土壤の封じ込めを行う場所は地下水位以浅であることが望ましいといえます。

## 14. 落葉期の景観の状況について

準備書に掲載した眺望地点からの着葉期における現況の景観写真と、落葉期における景観写真を写真 14-1～写真 14-2 に示します。各地点の写真は、上段が着葉期（平成 27 年 9 月 30 日撮影）、下段が落葉期（平成 29 年 1 月 10 日撮影）のものとなっています。

なおこの状況写真に公園施設等を合成したフォトモンタージュを作成し、落葉期に関する景観の予測として、着葉期の予測と併せて評価書に掲載します。



地点 2 : 市道堀口 181 号線沿道

地点 4 : 福浦橋交差点付近



地点 5 : 小柴橋交差点付近

地点 9 : 市道長浜 10 号線沿道

写真14-1 現況の景観写真



地点 10：市民農園柴シーサイドファーム

地点 11：市道谷津 52 号線沿道



地点 12：西柴台公園付近

写真 14-2 現況の景観写真

## 15. 森の再生エリア等と環境類型区分図の重ね図について

現状に対する将来像を比較できるように、現況及び供用時の環境類型区分図に、森の再生を予定している範囲及び生物の生息環境に配慮して立入制限を予定している部分を重ねた図面を作成しました。【図 15-1(1)～(2)】

また、現況植生図との重ね図についても参考としてお示しします。【図 15-2】

なお、今回提示する森の再生のエリアの更新については、準備書掲載のゾーニング図(p.2-8 参照)に反映します。【図 15-3】

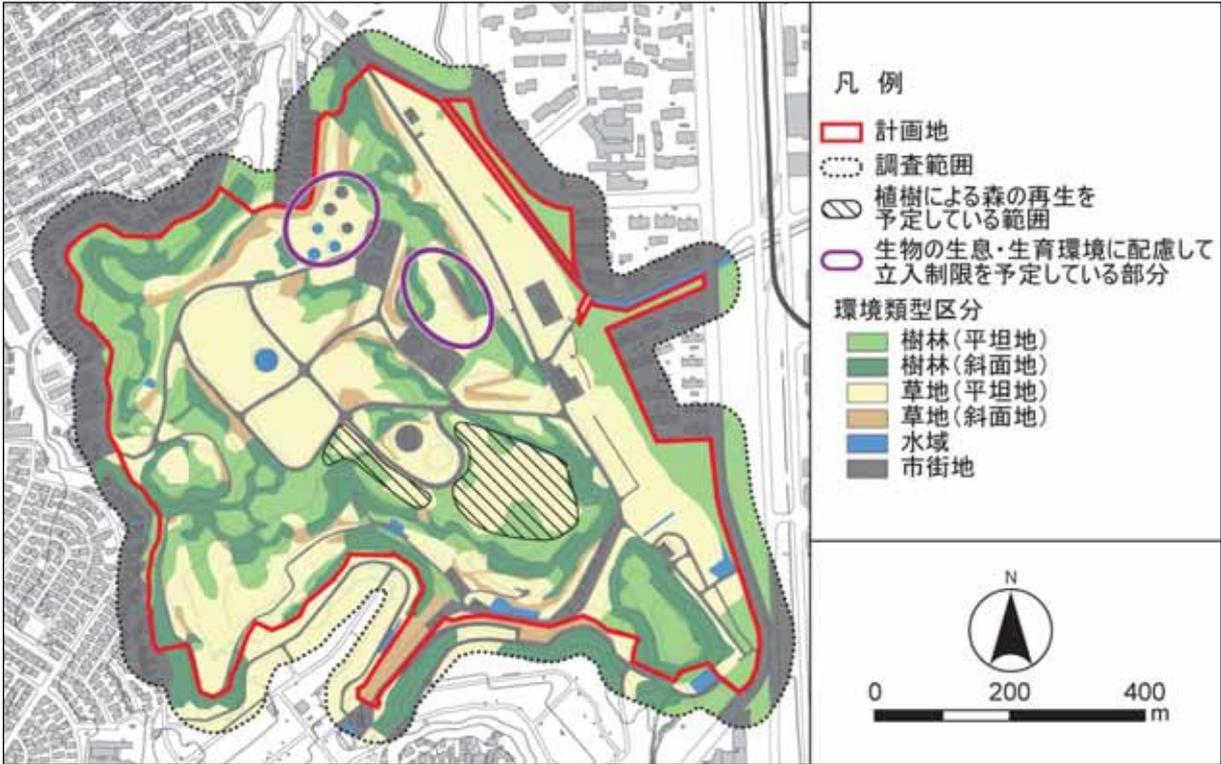


図 15-1(1) 環境類型図との関係（現況）

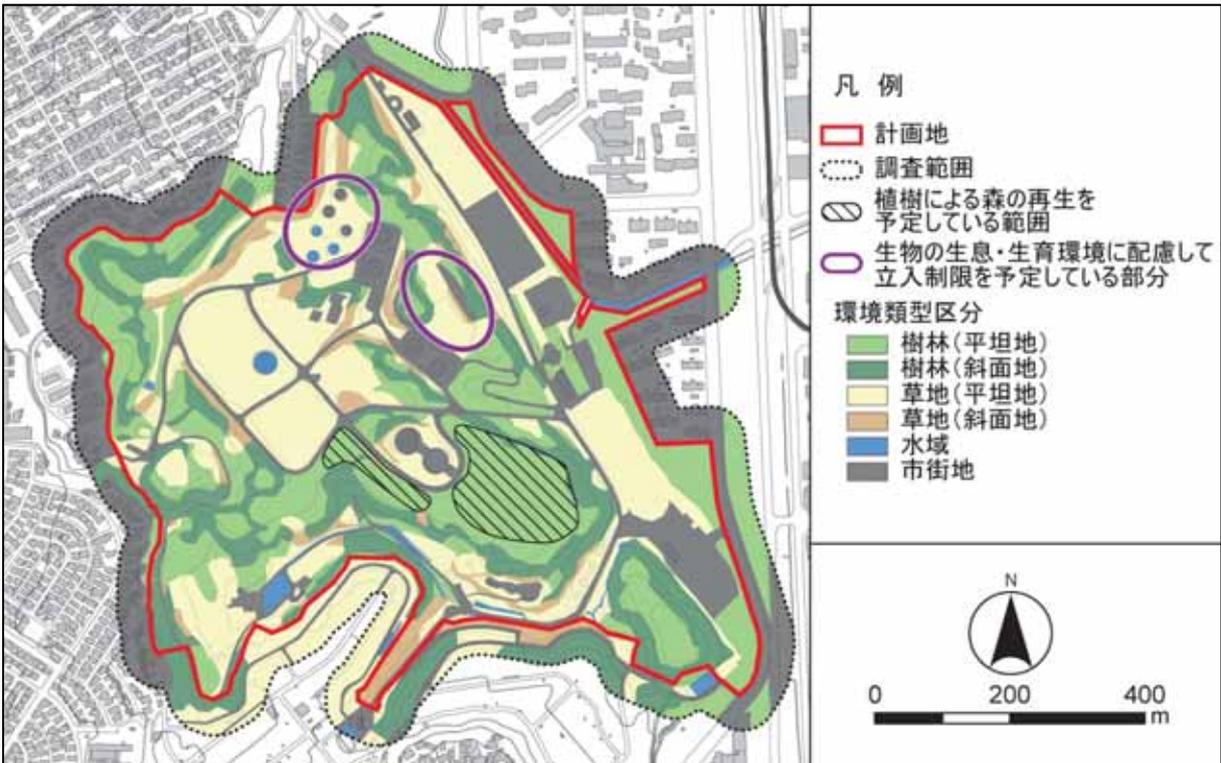


図 15-1(2) 環境類型図との関係（供用時）

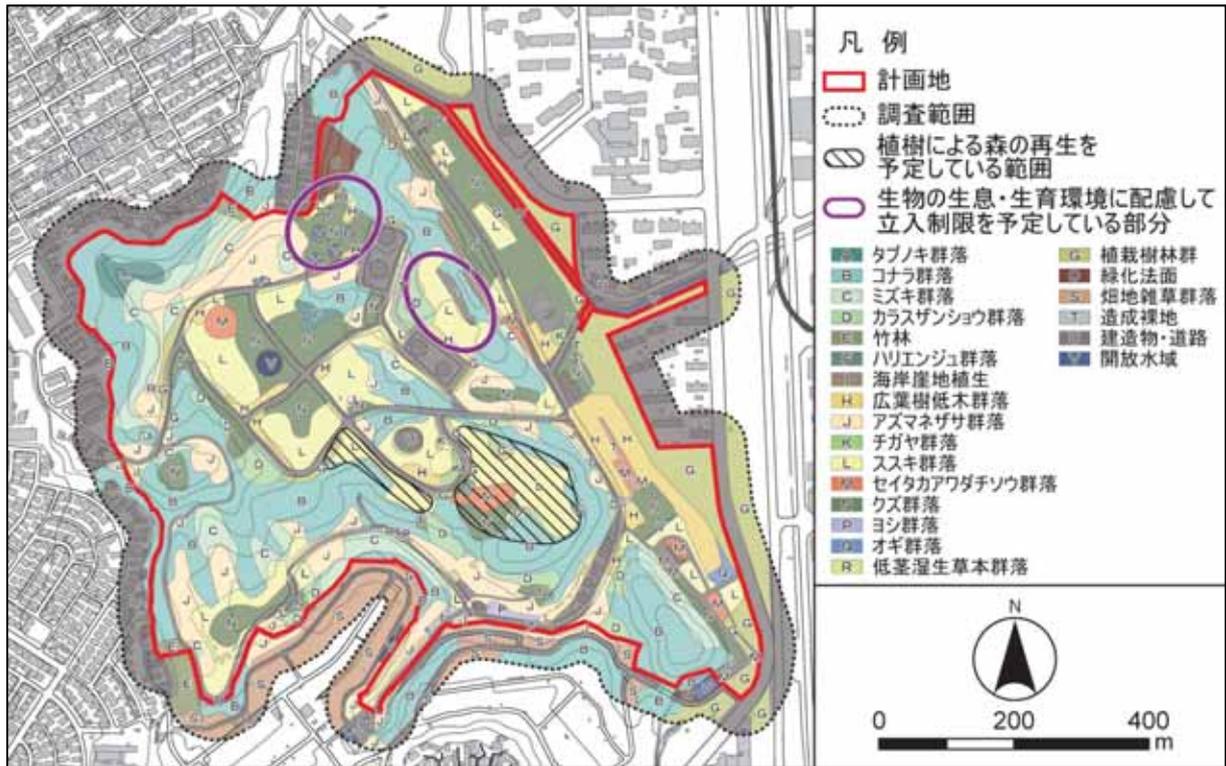


図 15-2 植生図との関係（参考）

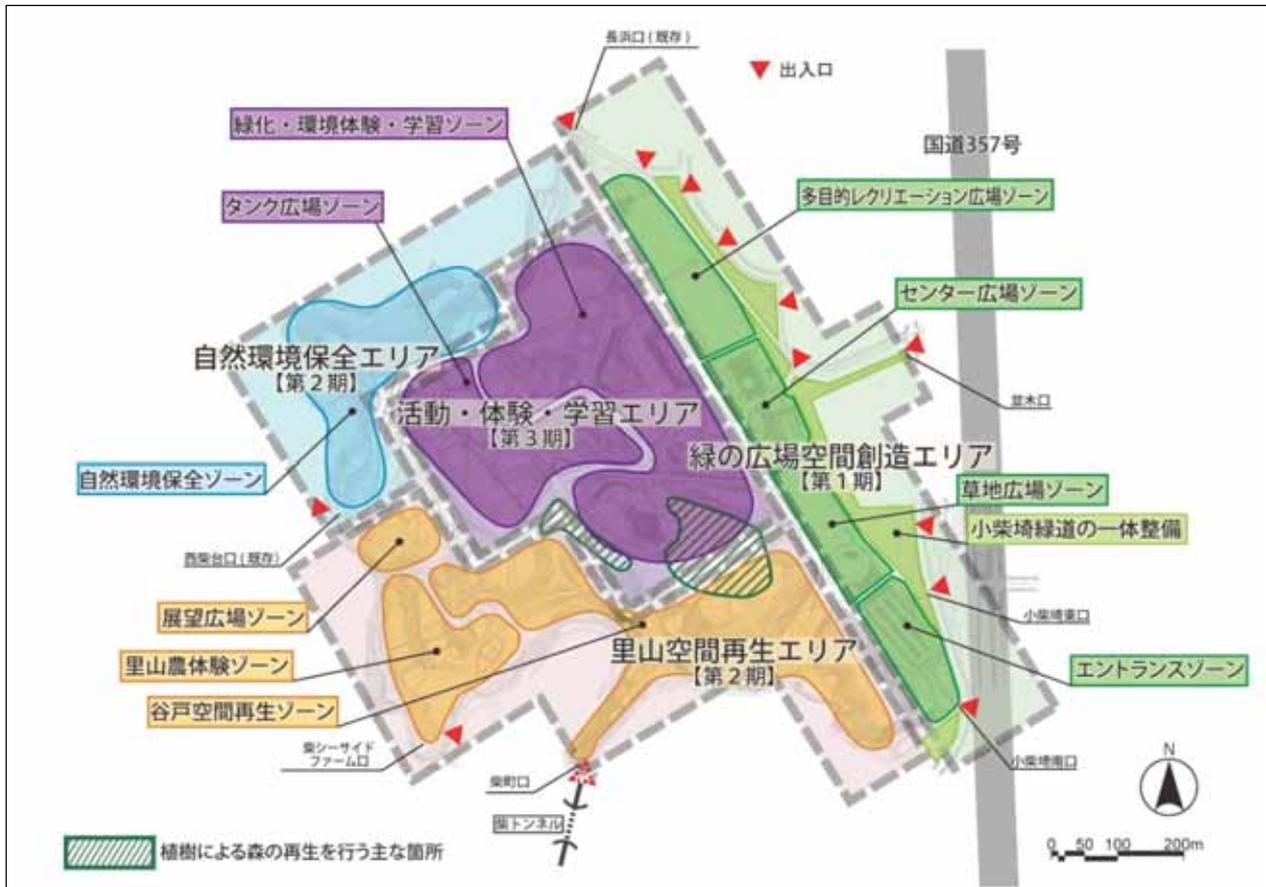


図 15-3 準備書掲載 ゾーニング図修正案

## 16. 注目すべき種の持ち去りに対する措置等について

現地調査で生育が確認されている注目すべき種について、計画地が公園として公開された際、持ち去りが懸念されるため、保全のための措置として柵の設置や市民ボランティア等と連携した啓発活動などの対応策を実施することとします。また、予測の概要、環境保全のための措置及び評価に上記内容を追記し、評価書において加筆修正します。

修正前後の比較はp.16-2～p.16-3に示すとおりです。変更した箇所を網掛けで示しています。

準備書における記載内容 (p.6-1-60)

カ 予測結果

本事業の実施にあたっては、既存の地形や樹林地を活かしながら、公園利用に必要な範囲において造成を行う計画であるため、供用後においても、現況の植生を保全するエリアにおいては、植物及びその生育環境は維持されるものと予測します。

また、新たに植樹による森の再生を行う箇所においては、植樹後は時間の経過とともに新たな樹林地として形成していくものと考えます。

キ 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置については、植物相や植生の多様性を維持するため、表 6.1-38 に示す内容を実施します。

表 6.1-38 環境の保全のための措置

(施設の存在・土地利用の変化に伴う植物相の変化の内容及びその生育環境への影響)

区 分	環境の保全のための措置
【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	・移植した注目種、復元した植栽、既存樹林及び大径木等について適切な管理を実施します。

修正案

カ 予測結果

本事業の実施にあたっては、既存の地形や樹林地を活かしながら、公園利用に必要な範囲において造成を行う計画であるため、供用後においても、現況の植生を保全するエリアにおいては、植物及びその生育環境は維持されるものと予測します。一方で、植物及びその生育環境を維持するためには、公園として公開されることによる注目すべき種の持ち去りへの対策が必要となります。

また、新たに植樹による森の再生を行う箇所においては、植樹後は時間の経過とともに新たな樹林地として形成していくものと考えます。

キ 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置については、植物相や植生の多様性を維持するため、表 6.1-38 に示す内容を実施します。

表 6.1-38 環境の保全のための措置

(施設の存在・土地利用の変化に伴う植物相の変化の内容及びその生育環境への影響)

区 分	環境の保全のための措置
【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	・移植した注目種、復元した植栽、既存樹林及び大径木等について適切な管理を実施します。 ・注目すべき種の持ち去りについては、柵の設置、注意喚起のための表示、市民ボランティア等と連携した啓発活動などの対策を管理運営の中で実施します。

## 準備書における記載内容 (p.6-1-61)

### ク 評価

本事業の実施にあたっては、既存の地形や樹林地を活かしながら、公園利用に必要な範囲において造成を行う計画であるため、供用後においても、現況の植生を保全するエリアにおいては、植物及びその生育環境は維持されるものと予測します。

また、新たに植樹による森の再生を行う箇所においては、植樹後は時間の経過とともに新たな樹林地として形成していくものと考えます。

また、移植した注目種、復元した植栽、既存樹林及び大径木等について適切な管理を実施します。

このように、予測結果を踏まえ、供用後において、環境保全のための措置を講じていくため、環境保全目標「植物相の生育環境への影響を最小限に留め、植物相や植生の多様性を維持または回復すること。」は達成されるものと考えます。

## 修正案

### ク 評価

本事業の実施にあたっては、既存の地形や樹林地を活かしながら、公園利用に必要な範囲において造成を行う計画であるため、供用後においても、現況の植生を保全するエリアにおいては、植物及びその生育環境は維持されるものと予測します。

また、新たに植樹による森の再生を行う箇所においては、植樹後は時間の経過とともに新たな樹林地として形成していくものと考えます。

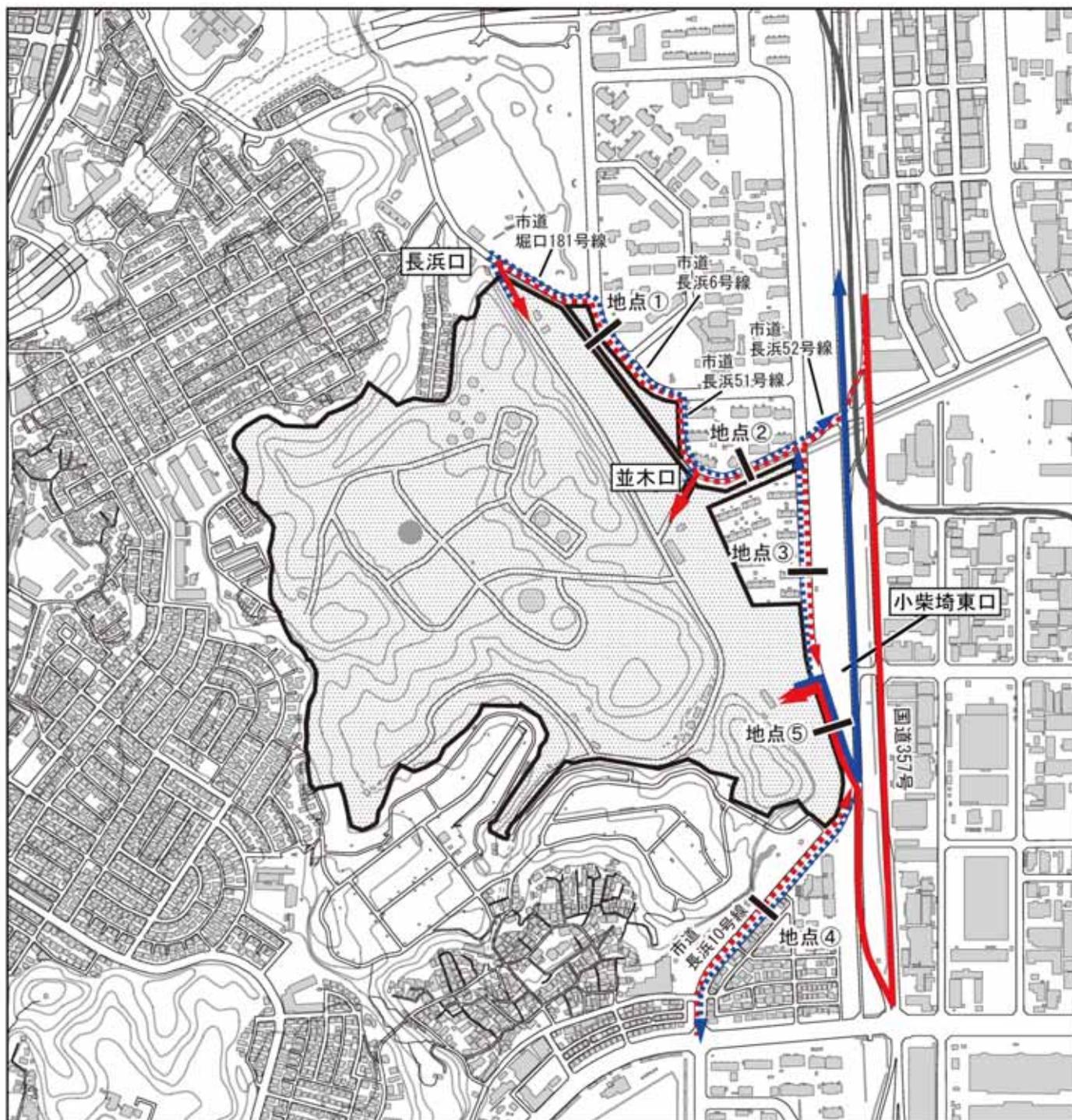
また、移植した注目種、復元した植栽、既存樹林及び大径木等について適切な管理及び注目すべき種の持ち去りへの対策を実施します。

このように、予測結果を踏まえ、供用後において、環境保全のための措置を講じていくため、環境保全目標「植物相の生育環境への影響を最小限に留め、植物相や植生の多様性を維持または回復すること。」は達成されるものと考えます。

## 17. 工事用車両ルートの変更について

### (1) 工事用車両ルートの一部変更について

既存の住宅地に影響の少ない工事用車両経路として、図 17-1 に示す箇所の国道 357 号及び市道長浜 10 号線の切下げ等を行う計画でしたが、道路管理者や交通管理者との協議の結果、周辺の土地利用状況や安全確保の観点から図 17-2 に示すとおり位置及び経路を変更します。



凡例

- |   |        |   |                             |
|---|--------|---|-----------------------------|
|  | 計画地    |  | 予測地点(地点①~⑤)<br>(車両の走行による影響) |
|  | 主動線(入) |   |                             |
|  | 主動線(出) |   |                             |
|  | 副動線(入) |   |                             |
|  | 副動線(出) |   |                             |

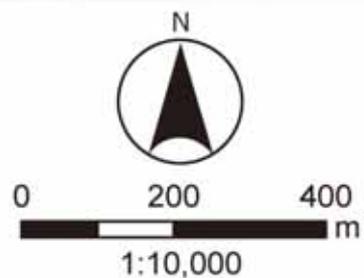
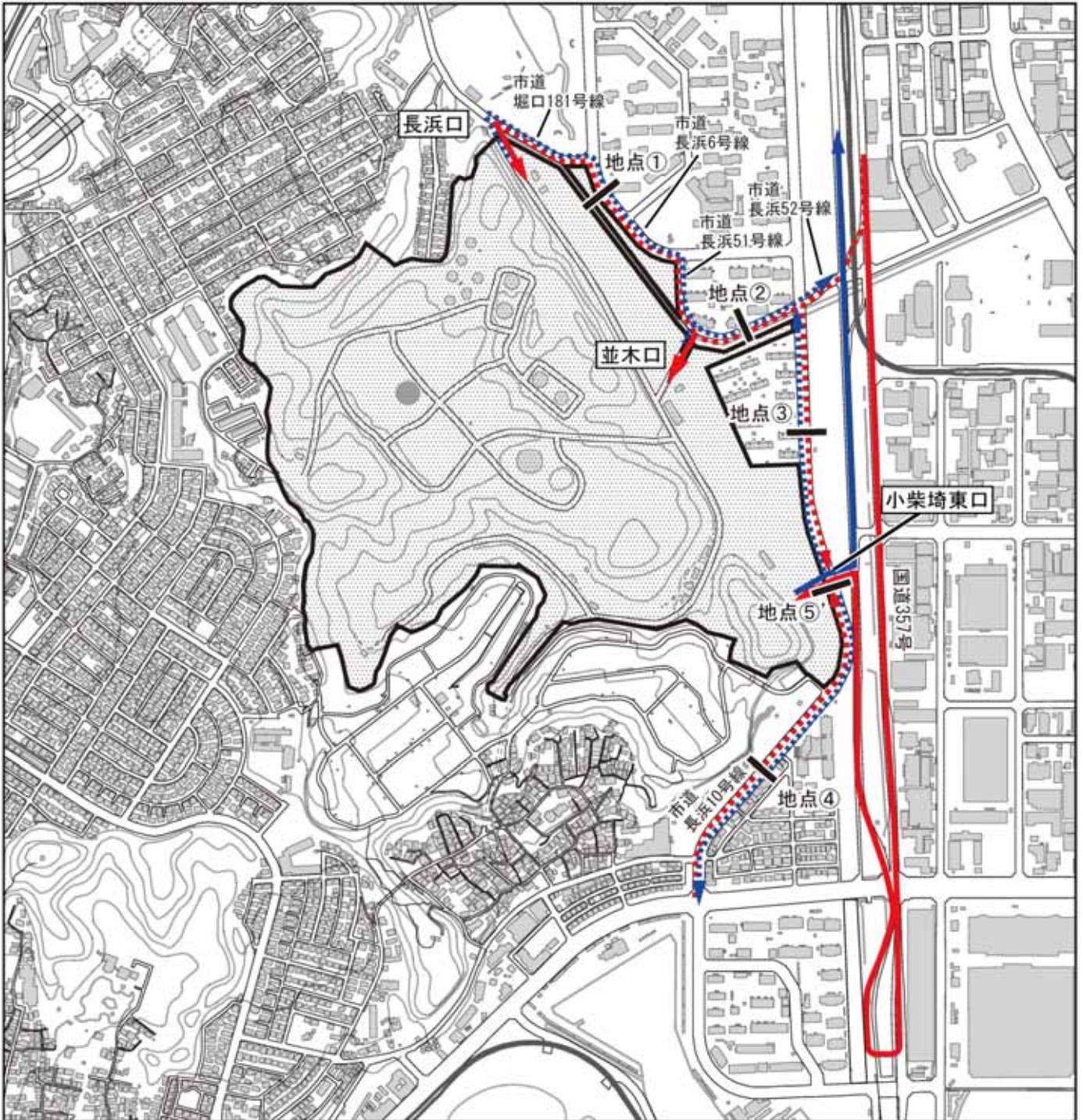


図17-1 工事用車両ルート  
【変更前】

注) 準備書(p.2-28)「図2.3-10 工事用車両ルート図」に予測地点を加筆しました。



凡例

 計画地

 予測地点(地点①~⑤)  
(車両の走行による影響)

 主動線(入)

 主動線(出)

 副動線(入)

 副動線(出)



0 200 400  
m  
1:10,000

図17-2 工事用車両ルート  
【変更後】

(2) 工事用車両ルートの一部変更に関連する環境影響評価項目について

工事用車両ルートの一部変更に関連する環境影響評価項目は、表 17-1 の網掛けで示す工事用車両の走行に伴う大気質、騒音、振動、交通混雑、地域社会(交通混雑及び歩行者の安全)となります。

表 17-1 環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

環境の 保全 及び創造に 向けた 基本的な考え方	環境影響 評価項目	細目	区分	工事中			供用時			
				建設行為等	建設機械の稼働	工事用車両の走行	施設の 存在		施設の 供用	
							施設 の存在 ・土地 利用の 変化	施設 の 運営	来 園車 両等 の 走行	
地球環境への 負荷の低減	温室効果ガス	温室効果ガス	-	-	-	-	-	-		
身近な自然環境の 保全・再生・創造	生物 多様性	動物	-	-	-	-	-	-		
		植物	-	-	-	-	-	-		
		生態系	-	-	-	-	-	-		
	水循環	地下水水位及び 湧水の流量	-	-	-	-	-	-		
河川の形態 ・流量		-	-	-	-	-	-			
海域の流況		-	-	-	-	-	-			
安心して快適に 生活できる 生活環境の保全	廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	-	-	-	-	-	-		
		産業廃棄物	-	-	-	-	-	-		
		建設発生土	-	-	-	-	-	-		
	大気質	大気汚染	-	-		-	-	-		
	水質・底質	公共用水域の 水質、底質 ・地下水の水質	-	-	-	-	-	-		
		土壌	土壌汚染	-	-	-	-	-		
	騒音	騒音	-	-		-	-	-		
	振動	振動	-	-		-	-	-		
	地盤	地盤沈下	-	-	-	-	-	-		
	悪臭	悪臭	-	-	-	-	-	-		
	低周波音	低周波音	-	-	-	-	-	-		
	電波障害	テレビジョン 電波障害	-	-	-	-	-	-		
	日影	日照障害	-	-	-	-	-	-		
		シャドウ フリッカー	-	-	-	-	-	-		
	風害	局地的な 風向・風速	-	-	-	-	-	-		
	安全	土地の安定性	浸水	-	-	-	-	-	-	
火災・爆発			-	-	-	-	-	-		
有害物漏洩			-	-	-	-	-	-		
地域分断			-	-	-	-	-	-		
快適な 地域環境の 確保	地域社会	交通混雑	-	-		-	-	-		
		歩行者の安全	-	-		-	-	-		
	景観	景観	-	-	-	-	-	-		
	触れ合い活動の場	触れ合い 活動の場	-	-	-	-	-	-		
文化財等	文化財等	-	-	-	-	-	-			

準備書第 5 章 (p.5-2)「表 5.1-3(1) 環境影響評価項目の選定理由 (工事中)」に加筆。

(3) 工事用車両ルートの一部変更に伴う大気質、騒音、振動について

工事用車両ルートの一部変更(図 17-2 参照)により、工事用車両(主動線)は市道長浜 10 号線を走行せず、仮設経路を經由し市道長浜 10 号線を横断する経路となるため、公園敷地への工事用車両の出入口前面が周辺への影響が最も大きい地点となります。また、変更前の予測地点である地点 〇の車両の通行状況は、地点 〇と同じとなります。

このため、予測地点 〇を市道長浜 10 号線の工事用車両出入口前面である地点 〇に変更します。

予測結果については、地点 〇の一般車両、来園車両等、工事用車両の通行台数が地点 〇と同じであるため、地点 〇の予測結果を準用することとします。

なお、準備書に記載した内容を修正する箇所の一覧は、表 17-2 に示すとおりであり、評価書において修正いたします。

表 17-2 修正箇所一覧

準備書掲載頁	修正箇所(表番号・図番号等)	
p.2-28	第 2 章	図 2.3-10 工事用車両ルート
p.6-4-7	第 6 章 6.4 大気質	図 6.4-1 大気質に係る調査・予測地点
p.6-7-5	第 6 章 6.7 騒音	図 6.7-1 騒音に係る調査・予測地点
p.6-8-5	第 6 章 6.8 振動	図 6.8-1 振動に係る調査・予測地点

(4) 工事用車両ルートの一部変更に伴う地域社会（交通混雑・歩行者の安全）について

準備書における工事用車両の走行に伴う交通混雑及び交通安全に係る環境保全目標は、表 17-3 に示すとおり、交通混雑については「周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。」、交通安全については「歩行者等の安全な通行が確保されること。」としています。

仮設経路出入口となる国道 357 号及び市道長浜 10 号線の歩道を通行する歩行者等との交通事故の発生や交通混雑が懸念されますが、工事用車両ルートの一部変更によっても、準備書で示したとおり、工事用車両出入口や仮設経路出入口に誘導員を配置し、歩行者等の安全を確保する等の環境保全のための措置（表 17-4 参照）を講ずることにより、環境保全目標は達成されるものと考えられることから、評価の内容に変更はありません。

表 17-3 環境保全目標（地域社会）【一部抜粋】

区 分		環境保全目標
工 事 中	工事用車両の走行に伴う交通混雑	周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。
	工事用車両の走行に伴う交通安全	歩行者等の安全な通行が確保されること。

準備書（p.6-10-22）「表 6.10-13 環境保全目標（地域社会）」より再掲、ただし、工事中のみ抜粋。

表 17-4 環境の保全のための措置（地域社会【工事中】）

区 分	環境の保全のための措置
【工事中】 工事用車両の走行に伴う交通混雑	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事用仮設経路を設け、仮設経路出入口に誘導員を配置するなど、計画地周辺の混雑緩和を図ります。</li> <li>・土曜日や祝日の工事に当たっては、計画地周辺の交通状況を勘案し、工事用車両の走行時間や台数を調整します。</li> <li>・計画地内に工事用車両の待機スペースを確保し、路上駐車を防止します。</li> </ul>
【工事中】 工事用車両の走行に伴う交通安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事用車両出入口及び仮設経路出入口に誘導員を配置し、歩行者、自転車や一般通行車両の安全を確保します。</li> <li>・工事用車両の走行経路は、極力住宅地を避けた経路を設定します。</li> <li>・公園の一部供用開始後において、公園内に工事用車両と公園利用者の分離を図る車両動線を確保するなど、安全に配慮します。</li> <li>・工事用車両の運転者に対する交通安全教育について施工業者を通じ十分行い、規制速度、走行ルートの厳守を徹底します。</li> </ul>

準備書（p.6-10-28）「表 6.10-17 環境の保全のための措置（地域社会【工事中】）」より再掲

なお、工事用車両ルートの一部変更による金沢柴町交差点（p.17-8 図参照）の交差点需要率及び車線混雑度を参考として表 17-5 及び表 17-6 に示します。

工事用車両の走行に伴う交通ピーク時の交通混雑の程度は、交差点需要率の観点からは、いずれの交差点においても限界需要率を下回っていると同時に、車線混雑度についてもいずれの車線においても 1.00 を下回っており、交通処理は可能であると予測します。

**参考** 工事用車両の一部変更に伴う検討結果（金沢柴町交差点）

工事用車両ルートの一部変更による金沢柴町交差点（次ページ図参照）の交差点需要率及び車線混雑度を表 17-5 及び表 17-6 に示します。

工事用車両の走行に伴う交通ピーク時の交通混雑の程度は、交差点需要率の観点からは、いずれの交差点においても限界需要率を下回っていると同時に、車線混雑度についてもいずれの車線においても 1.00 を下回っており、交通処理は可能であると予測され、環境保全目標は達成されるものと考えます（算定結果の詳細は、p.17-9～p.17-10 参照）。

表 17-5 交差点需要率（工事中ピーク時間帯：129 ヶ月目）

交差点名	交差点需要率			
	工事中一般交通量	工事中交通量	限界需要率	増加量 = -
金沢柴町	0.307	0.336	0.842	0.029

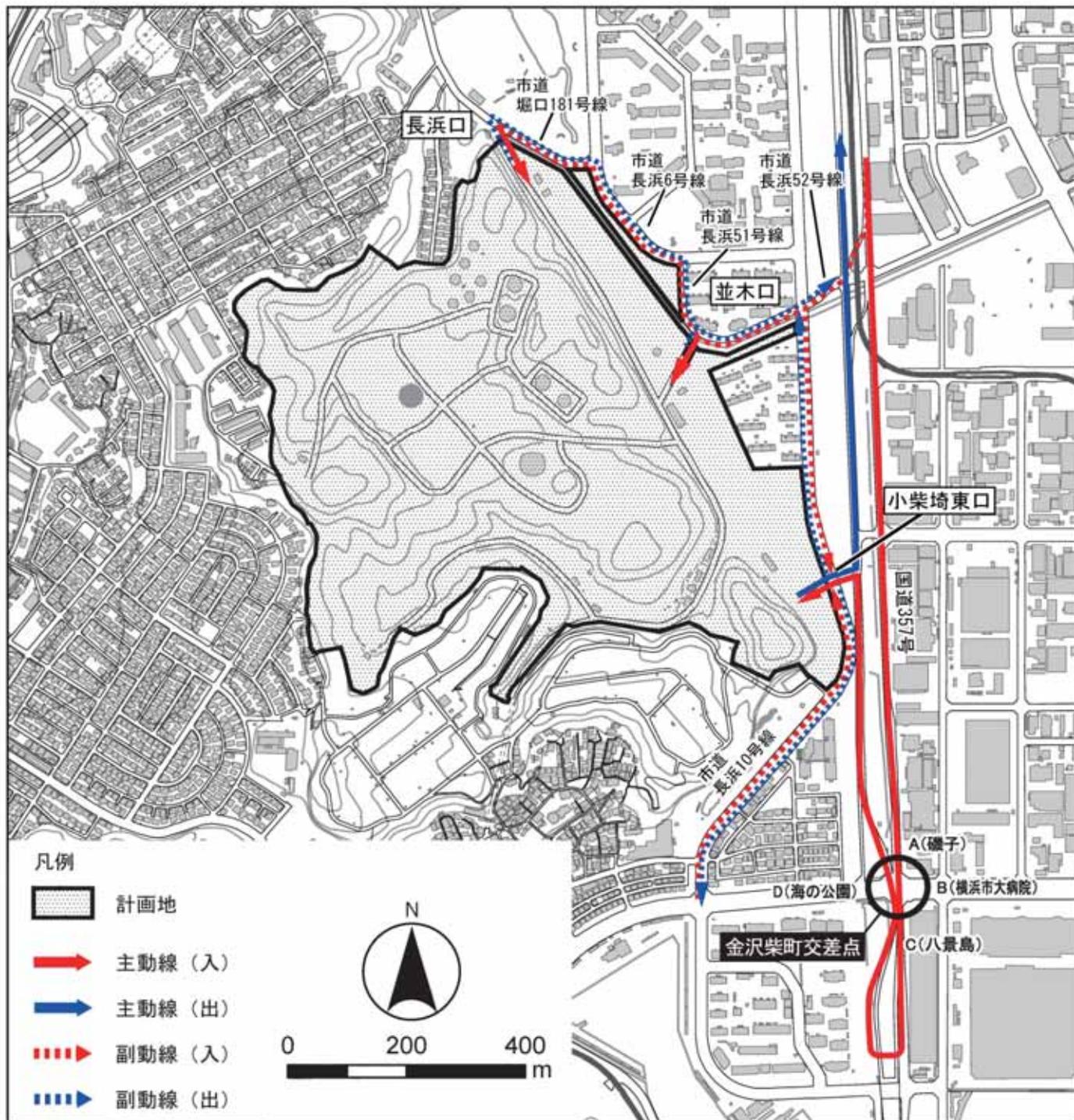
注) 限界需要率：「(サイクル長 - 損失時間(黄色 + 赤色)) / サイクル長」で算出される値であり、交差点の処理能力の上限を示します。

工事中交通量は、現況交通量(工事中一般交通量)に來園車両等及び工事用車両を加えた交通量です。

表 17-6 交差点車線混雑度（工事中ピーク時間帯：129 ヶ月目）

交差点名	流入断面 (交差点流入方向)	車線	車線混雑度		
			工事中一般交通量	工事中交通量	増分 = -
金沢柴町	A (磯子)	左直	0.403	0.450	0.042
		右折 2	0.412	0.457	0.045
	B (横浜市大病院)	左直 2	0.097	0.097	0.000
		右折	0.094	0.094	0.000
	C (八景島)	左直	0.000	0.091	0.091
		右折	0.000	0.000	0.000
	D (海の公園)	左折	0.404	0.406	0.002
		直進 2	0.442	0.442	0.000
		右折	0.011	0.011	0.000

工事中交通量は、現況交通量(工事中一般交通量)に來園車両等及び工事用車両を加えた交通量です。





工事中交通量交差点需要率 (金沢柴町交差点：平日ピーク時 7:30~8:30)

流入部												
車線の種類		左折・直進	右折	左折・直進	直進	右折	左折・直進	右折	左折	直進	右折	
車線数		1	2	1	1	1	1	1	1	2	1	
飽和交通流率の基本値	S B	2,000	1,800	2,000	2,000	1,800	2,000	1,800	1,800	2,000	1,800	
車線幅員による補正率 (車線幅員)	w m	0.950 (2.90)	1.000 (2.90)	0.950 (2.90)	0.950 (2.90)	1.000 (3.00)	1.000 (3.25)	1.000 (3.25)	1.000 (3.20)	1.000 (3.20)	1.000 (2.75)	
縦断勾配による補正率 (縦断勾配)	G %	1.000 (0.00)	1.000 (0.00)	1.000 (0.00)	1.000 (0.00)	1.000 (0.00)	1.000 (0.00)	1.000 (0.00)	1.000 (0.00)	1.000 (0.00)	1.000 (0.00)	
大型車混入による補正率 (大型車混入率)	T %	0.865 (22.22)	0.849 (25.33)	0.824 (30.58)	0.824 (30.43)	0.774 (41.67)	0.588 (100.0)	1.000 (0.00)	0.914 (13.44)	0.948 (7.77)	1.000 (0.00)	
左折車混入による補正率 (左折率)	L T L %	0.861 (67.1)		0.987 (5.1)			1.000 (0.0)					
(歩行者による低減率)	f p	0.150		0.150								
(有効青時間)	秒	39		47								
(歩行者用青時間)	秒	29		38								
横断歩行者による補正率	L							1.000				
右折車混入による補正率 (右折率)	R T R %					0.515					0.891	
(右折車の通過確率)	f					47					47	
(有効青時間)	秒											
(現示変り目のさばげ台数増分)	K ER : 台/サイクル					2(60)					2(60)	
(交差点内滞留台数)	K : 台/サイクル											
飽和交通流率	S A	1,415	3,056	1,545	1,566	*255	1,176	1,800	1,645	3,792	*659	
設計交通量	q	207 (139+68)	454	118 (3+115)		24	16 (0+16)	0	506	656	7	
右折補正交通量	q R - N											
交差点流入部の需要率		0.146	0.149	0.038		-	0.014	-	0.308	0.173	-	
必要現示率	1	0.146	0.149						0.308			
	2			0.038		-			****	0.173	-	
	3						0.014	-				
有効青時間(秒)	1	39	39						44			
	2			47		47			47	47		
	3						18	18			47	
信号青時間比	G / C	39/120	39/120	47/120		47/120	18/120	18/120	91/120	47/120	47/120	
可能交通容量	C i	460	993	1,218		255	176	270	1,247	1,485	659	
交通容量比	q / C i	0.450	0.457	0.097		0.094	0.091	0.000	0.406	0.442	0.011	
交通処理案のチェック		O K	O K	O K		O K	O K	O K	O K	O K	O K	
滞留長	L s (m)		92.7			15.0		0.0	172.2		3.1	

現示の需要率	0.149	0.336
0.173		
0.014		
サイクル長(秒)	120	

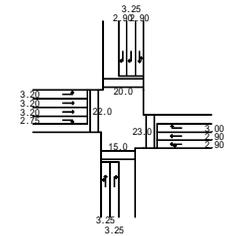
$$N = KER \times \frac{3,600}{C}$$

N : 1時間で右折車が交差点内に滞留する台数

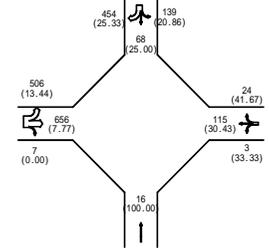
\* : 交通容量(実1時間)  
\*\*\*\* : 連続現示での使用現示

- : 磯子
- : 横浜市大病院
- : 八景島
- : 海の公園

交差点概略図



交通量図



上段：方向別合計交通量[台/時]  
下段：(大型車混入率)[%]

現示方式の図示

現示	1	2	3	
表示時間	G:38 Y:3 AR:3	G:46 Y:3 AR:4	G:17 Y:3 AR:3	C=120
有効青時間	39	47	18	G=104
損失時間	5	6	5	L=16
歩行者用青時間	25	38	0	

## 18. ゾーニングの修正について

計画地内における生態系の保全に関する観点を反映し、ゾーニングの修正をします。修正の内容は p.18-2 ~ p.18-3 に示すとおりです。変更した箇所を網掛けで示しています。

### **参考** 準備書 (p.2-8) 中のゾーニングについての記述内容

#### 2.3.3 ゾーニングと主な施設

計画地は、図 2.3-2 及び表 2.3-2 及びに示すとおり、地形的特徴から大きく東側低地、南側谷戸、北側谷戸、丘陵上部平坦地の4つのエリアに分かれます。また、それぞれのエリアごとに、地形や植生、既存施設や動線などを踏まえゾーンを設定し、そこで行われるアクティビティについて検討を行いました。

安全対策の実施後に、各エリアの整備に着手することから、整備が完了したエリアから供用を開始します。また、全エリアの整備完了までには時間を要するため、市民ニーズ等が変わる可能性にも柔軟に対応できるような計画としていきます。

さらに、計画地東側に隣接する小柴崎緑道との一体的な整備を図ることにより、東側低地エリアに対するアクセス（車動線及び歩行者動線）を向上させます。

準備書における記載内容 (p.2-8)

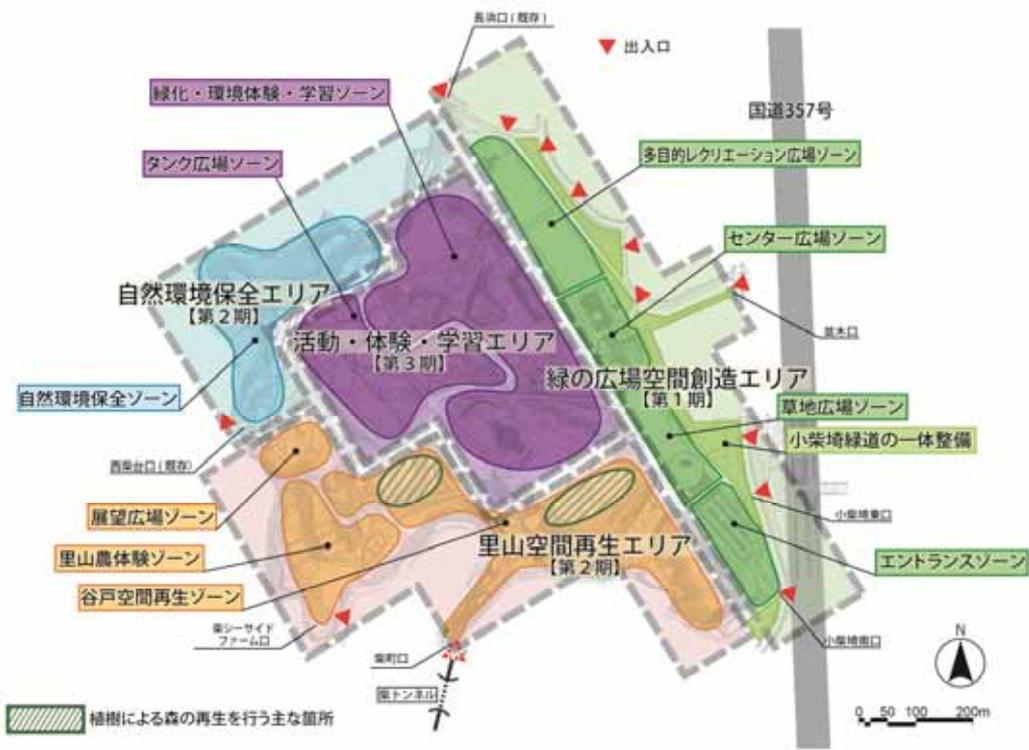


図 2.3-2 ゾーニング図

修正案

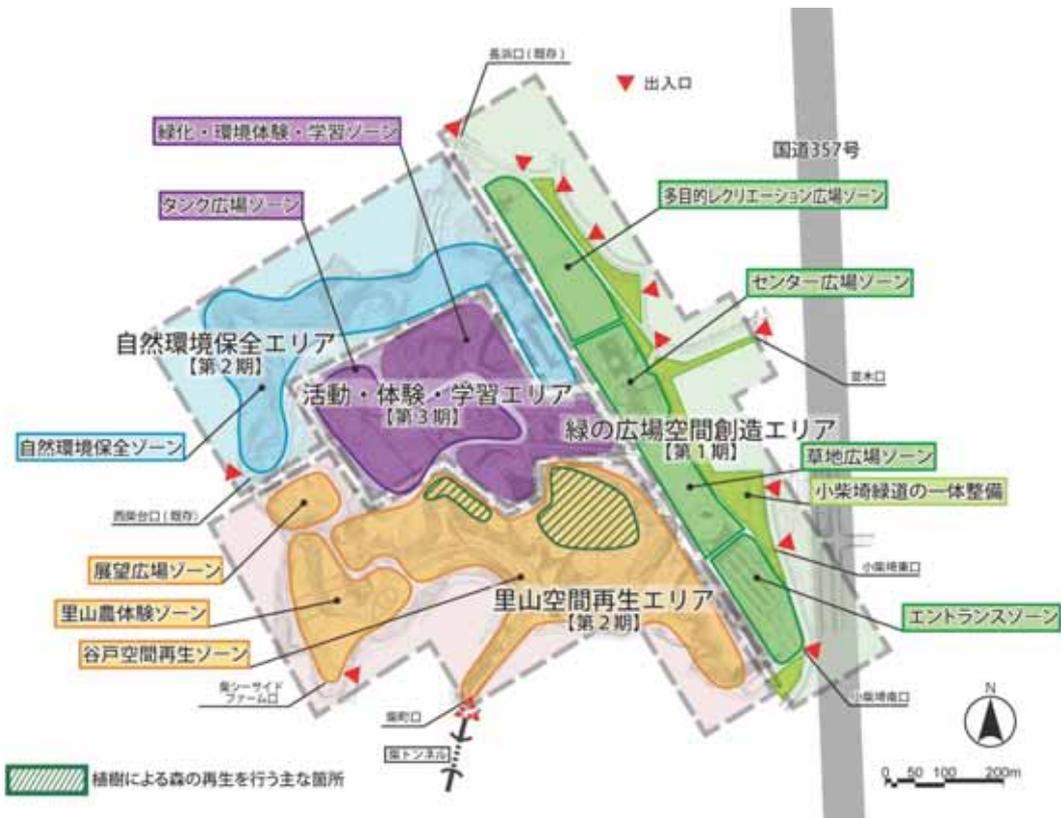


図 2.3-2 ゾーニング図

準備書における記載内容 (p.2-9)

表2.3-2 エリア別整備内容

エリア	エリアの考え方	ゾーニング	主な施設とアクティビティ
里山空間再生 エリア (南側谷戸)	計画地南側の市民農園 (柴シーサイドファーム)に隣接し、ホタルなどが生息する細長い谷戸地形となっている。 生物の生息環境の再生や市民協働による樹林地の保全などを行いながら、農業体験もできる里地里山空間の再生を目指す。	谷戸空間 再生ゾーン	ホタルの生息環境を保全・再生する。 花木園の散策など、自然との触れ合いができる場を整備する。
自然環境保全 エリア (北側谷戸)	旧来の樹林地など自然環境の保全を基本とする。	自然環境保全 ゾーン	現存する自然環境を保全するため、通常は閉鎖管理とするが、「横浜市森づくりガイドライン」を参考にしながら、ボランティアによる保全管理作業や近隣の子どもたちを集めた自然観察会などを行う場を整備する。

修正案

表2.3-2 エリア別整備内容

エリア	エリアの考え方	ゾーニング	主な施設とアクティビティ
里山空間再生 エリア (南側谷戸)	計画地南側の市民農園 (柴シーサイドファーム)に隣接し、ホタルなどが生息する細長い谷戸地形となっている。 生物の生息環境の再生や市民協働による樹林地の保全などを行いながら、農業体験もできる里地里山空間の再生を目指す。	谷戸空間 再生ゾーン	里山景観や生物生息環境の場を確保するため、植樹により森を再生する。 ホタルの生息環境を保全・再生する。 花木園の散策など、自然との触れ合いができる場を整備する。
自然環境保全 エリア (北側谷戸)	旧来の樹林地及び草地など自然環境の保全を基本とする。	自然環境保全 ゾーン	現在の貴重な生態系保全の観点から、樹林地及び草地への人の立入りを制限し、閉鎖管理とする。「横浜市森づくりガイドライン」を参考にしながら、ボランティアによる保全管理作業や近隣の子どもたちを集めた自然観察会などを行う場を整備する。

## 19. 公園内への動植物の持ち込み等に対する措置について

計画地が公園として公開された際、許可なく動物が放逐・放流あるいは植物が植え付けられる事など、外部からの持ち込みによる生物多様性への影響が懸念されるため、柵の設置や市民ボランティア等と連携した啓発活動などの対応策を実施することとします。

上記内容を供用時の環境保全のための措置に追記し、評価書において加筆修正します。

修正前後の比較はp.19-2～p.19-4に示すとおりです。変更した箇所を網掛けで示しています。

**準備書における記載内容 (p.6-1-35)**

キ 環境の保全のための措置

環境保全のための措置については、本事業の供用時の影響の低減等のため、表 6.1-20 に示す内容を実施します。

表 6.1-20 環境の保全のための措置

(施設の存在・土地利用の変化に伴う注目すべき動物種等及びその生息環境への影響)

区 分	環境の保全のための措置
【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保全した環境が継続するよう適切に維持管理を行います。</li> <li>・ ホタルの生息環境に配慮し、公園灯の設置について配慮します。</li> <li>・ カラス類やタイワンリス、アライグマ等の外来種が残飯等に依存して増加することがないようにごみの処理を適切に行います。</li> </ul>

**修正案**

キ 環境の保全のための措置

環境保全のための措置については、本事業の供用時の影響の低減等のため、表 6.1-20 に示す内容を実施します。

表 6.1-20 環境の保全のための措置

(施設の存在・土地利用の変化に伴う注目すべき動物種等及びその生息環境への影響)

区 分	環境の保全のための措置
【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保全した環境が継続するよう適切に維持管理を行います。</li> <li>・ ホタルの生息環境に配慮し、公園灯の設置について配慮します。</li> <li>・ カラス類やクリハラリス、アライグマ等の外来種が残飯等に依存して増加することがないようにごみの処理を適切に行います。</li> <li>・ 注目すべき種の持ち去り及び、特定外来種等の新たな動物を許可なく放逐・放流することを防ぐため、柵の設置、注意喚起のための表示及び、市民ボランティア等と連携した啓発活動などの対策を管理運営の中で実施します。</li> </ul>

準備書における記載内容 (p.6-1-60 (第19回審査会資料反映後))

キ 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置については、植物相や植生の多様性を維持するため、表 6.1-38 に示す内容を実施します。

表 6.1-38 環境の保全のための措置

(施設の存在・土地利用の変化に伴う植物相の変化の内容及びその生育環境への影響)

区 分	環境の保全のための措置
【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移植した注目種、復元した植栽、既存樹林及び大径木等について適切な管理を実施します。</li> <li>・注目すべき種の持ち去りについては、柵の設置、注意喚起のための表示、市民ボランティア等と連携した啓発活動などの対策を管理運営の中で実施します。</li> </ul>

修正案

キ 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置については、植物相や植生の多様性を維持するため、表 6.1-38 に示す内容を実施します。

表 6.1-38 環境の保全のための措置

(施設の存在・土地利用の変化に伴う植物相の変化の内容及びその生育環境への影響)

区 分	環境の保全のための措置
【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移植した注目種、復元した植栽、既存樹林及び大径木等について適切な管理を実施します。</li> <li>・注目すべき種の持ち去り及び、新たな植物を許可なく植え付けることを防ぐため、柵の設置、注意喚起のための表示及び市民ボランティア等と連携した啓発活動などの対策を管理運営の中で実施します。</li> </ul>

準備書における記載内容 (p.6-1-74)

キ 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置については、本事業の供用時における地域の生物多様性への影響を最小限にとどめるため、表 6.1-42 に示す内容を実施します。

表 6.1-42 環境の保全のための措置 (施設の存在・土地利用の変化に伴う生物多様性への影響)

区 分	環境の保全のための措置
【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全した環境が継続するよう適切に維持管理を行います。</li> <li>・公園内に新たに水辺環境を整備することにより、動植物の生息生育環境の再生及び拡大を図ります。</li> <li>・公園内に必要に応じごみ箱を設置し、ごみの散乱防止を図ります。</li> </ul>

修正案

キ 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置については、本事業の供用時における地域の生物多様性への影響を最小限にとどめるため、表 6.1-42 に示す内容を実施します。

表 6.1-42 環境の保全のための措置 (施設の存在・土地利用の変化に伴う生物多様性への影響)

区 分	環境の保全のための措置
【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全した環境が継続するよう適切に維持管理を行います。</li> <li>・公園内に新たに水辺環境を整備することにより、動植物の生息生育環境の再生及び拡大を図ります。</li> <li>・公園内に必要に応じごみ箱を設置し、ごみの散乱防止を図ります。</li> <li>・注目すべき種の持ち去り及び、特定外来種等の新たな動植物を許可なく持ち込むことを防ぐため、柵の設置、注意喚起のための表示及び、市民ボランティア等と連携した啓発活動などの対策を管理運営の中で実施します。</li> </ul>